

テキストの一部に記載の誤りがあったため、以下のように訂正させていただきます。
ご購入の皆様には大変ご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。
お手数をおかけ致しますが、下記訂正内容をご確認の上、ご利用ください。

1 該当箇所

(1) 「インプット行政法Ⅰ」P. ●●●

(2) 手続

原則として非訟事件手続法の規定する手続により裁判所が科す（同161以下）が、法律に別段の定めがある場合には、その手続による（☆）。

(2) 「過去問題マスター行政法Ⅰ」

ア P. 254（下から2行目から最終行）

3 秩序罰は、原則として裁判所が非訟事件手続法の規定する手続によって科すが（地自 161以下）、法律に別段の定めがある場合には、その手続による。

イ P. 254（下から3行目から2行目）

(2) 手続

原則として非訟事件手続法の規定する手続により裁判所が科す（同161以下）が、法律に別段の定めがある場合には、その手続による（☆）。

ウ P. 423（肢エの解説文中、下から2行目）

「…努めなければならない。」（←下線はカットしました。）

エ P. 454（肢1の解説文中、下から3行目）

「…求めることができる（行手36I本）。」（←下線はカットしました。）

オ P. 468の肢2の解説文と肢3の解説文

カ P. 493の問題文本文（内容）の9行目及び16行目

「ア～より達成しようとする」及び「エ～の重要な一部を」

キ P. 493の問題文下部の選択肢の枠

2 訂正の内容

(1) 原則として非訟事件手続法の規定する手続により裁判所が科す（同119以下）が、他の法令に特別の定めがある場合には、その手続による（☆）。

(2)ア 3 秩序罰は、原則として裁判所が非訟事件手続法の規定する手続によって科すが（非訟119以下）、他の法令に特別の定めがある場合には、その手続による。

イ (2) 手続

原則として非訟事件手続法の規定する手続により裁判所が科す(同 119 以下)が、他の法令に特別の定めがある場合には、その手続による(☆)。

ウ 「…努めなければならない(行手 10)。」

エ 「…求めることができる(行手 36 の 2 I 本)。」

オ 次のように、内容を入れ替えて下さい。

2 妥当でない 上記肢 1 にあるとおり、「事前になされるものに限る」という限定は付されていない。よって、本肢は妥当でない。

3 妥当でない 上記肢 1 にあるとおり、「自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを除く」という限定は付されていない。よって、本肢は妥当でない。

カ 次のように「～」を削除。

「アより達成しようとする」及び「エの重要な一部を」

キ 次のように揃えると見やすくなります。失礼しました

1 立法手続	2 行政立法	3 行政訴訟	4 刑事手続
5 行政裁量	6 行政手続	7 司法権	8 営業の自由
9 財産権	10 基本的人権	11 司法手続	12 事前手続
13 適正手続	14 立法権	15 行政権	16 権利救済
17 破壊活動	18 人身の自由	19 行政処分	20 犯罪行為